



鳥取県公報

平成 22 年 6 月 8 日 (火)
第 8 2 0 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県史ブックレットの物品売払代金の収納の事務の委託 (371) (政策法務課) 2 生活保護法による施術者の指定 (372) (福祉保健課) 2 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (373) (障がい福祉課) 2 建築基準法による特定工程等の指定 (374) (住宅政策課) 2 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定 (375) (〃) 3 大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (376) (経済通商総室) 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (377・378) (治山砂防課) 4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (379) (東部総合事務所県民局) 5 指定居宅サービス事業者の廃止 (380) (東部総合事務所福祉保健局) 6 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (381) (八頭総合事務所県民局) 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (25) 7
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (4 件) (警察本部生活安全企画課) 7

告 示

鳥取県告示第371号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県史ブックレットの物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
財団法人日本科学技術振興財団
- 2 委託期間
平成22年5月11日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
宮脇 大	鳥取市北園2-285	北園みやわき鍼灸整骨院	鳥取市北園2-200	平成22年6月3日

鳥取県告示第373号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人賛幸会 理事長 田中 彰	鳥取市野寺62-1	訪問看護ステーション はまゆう	鳥取市野寺62-1	精神通院医療	平成22年6月1日

鳥取県告示第374号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成22年7月8日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 中間検査を行う区域
鳥取県全域（法第4条第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間
平成22年7月8日から平成25年6月19日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で、その構造及び規模が次のいずれかに該当するもの
 - (1) 当該建築物の同表(ロ)欄に掲げる階を当該用途に供するもの
 - (2) 当該用途に供する部分（同表(イ)欄(一)項の場合にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が同表(ハ)欄各項に掲げる面積に該当するもの
 - (3) 当該用途に供する部分（同表(イ)欄(二)項及び(四)項の場合にあっては2階の部分に限り、かつ、同表(イ)欄(二)項に掲げる用途のうち病院及び診療所については当該2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表(ニ)欄各項に掲げる面積に該当するもの
- 4 指定する特定工程
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第11条に規定する工程
- 5 指定する特定工程後の工程
政令第12条に規定する工程
- 6 適用除外の建築物
 - (1) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物

鳥取県告示第375号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社国際確認検査センター
大阪府大阪市中央区北浜三丁目7-12
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区八重洲二丁目4-1
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成22年6月8日

鳥取県告示第376号

平成22年鳥取県告示第144号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ニトリ米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及

び縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 意見の概要
 - (1) 周辺住居地域の環境面について、次の点に注意が必要である。
 - ア 住宅に近い南側の福米新田川沿い道路への駐車場利用者の入口NO. 3における走行音や不用意な騒音の発生
 - イ 屋外照明による周辺住居への光害の発生
 - ウ 空調機などの室外機、排風機、受電設備等からの騒音の発生
 - (2) 入口NO. 3について、市道に店舗からの路面排水が流れてこないように排水対策をしていただきたい。また、排水先について教えていただきたい。
 - (3) 屋外広告物法に基づく申請が必要である。
- 3 縦覧に供する期間
平成22年6月8日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糶町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課

鳥取県告示第377号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
朝日町地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域
- | 土 地 | 標 柱 |
|-------------------------|-----|
| 東伯郡琴浦町大字別所字鐘洗 151-1 | 1号 |
| 東伯郡琴浦町大字別所字七曲り坂ノ上 148-3 | 2号 |
| 東伯郡琴浦町大字別所字七曲り坂ノ上 148-4 | 3号 |
| 東伯郡琴浦町大字別所字七曲西谷尻 167-1 | 4号 |

東伯郡琴浦町大字別所字女夫岩海道端 160-6	5号
東伯郡琴浦町大字別所字女夫岩海道端 159-1	6号
東伯郡琴浦町大字別所字鐘洗 156-9	7号
東伯郡琴浦町大字別所字鐘洗 152	8号

鳥取県告示第378号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

公文地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡琴浦町大字公文字屋敷 184-1	1号
東伯郡琴浦町大字公文字北山 346-1	2号
東伯郡琴浦町大字公文字亀谷 349	3号
東伯郡琴浦町大字公文字亀谷 361-5	4号
東伯郡琴浦町大字公文字亀谷平 366	5号
東伯郡琴浦町大字公文字大畑ケ 227-1	6号
東伯郡琴浦町大字公文字大畑ケ 224	7号
東伯郡琴浦町大字公文字屋敷 190-1	8号
東伯郡琴浦町大字公文字屋敷 187	9号

鳥取県告示第379号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年7月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人霞の里観光開発

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

川本 正夫

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市良田39-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域の自然、文化、伝統芸能、民謡、湖山池の伝説、石釜漁、人材など地域資源を最大限に活用し、その中でも湖山池は最も貴重な、鳥取砂丘に並ぶ規模の地域資源であり、近隣に千年の歴史を持つ吉岡温泉、長柄川（源氏はたる）、防巳尾城跡、青島遺跡、山陰の民謡、伝説、史跡それに加え地質学的にも貴重なジオパークを中心とした文化を観光ガイドして、これらを中心とした街づくりを推進し、活力と個性際立つ地域となるよう、地域住民と協同で積極的に活動する、そして、近隣地域の模範となる様な「地域経営」を推進し、もって地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人のどか	地域生活援助はうすのどか	鳥取市気高町勝見682-50	平成22年3月12日	通所介護

鳥取県告示第381号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年7月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成22年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山本 賢二
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取県八頭郡若桜町赤松660
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
地域住民に対して、自然環境の保護・活用を中心に様々な事業を行い、自然環境の保全及び郷土の文化の伝承に寄与すること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年6月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,739
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,821
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,984
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,088
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,898
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,870
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,611
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,864
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,571
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,589
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,835

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成22年9月17日（金）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成22年11月13日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所

- (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成22年8月9日（月）から同月13日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成22年9月29日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成22年11月25日（木）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成22年7月12日（月）から同月16日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成22年9月29日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成22年11月3日（水）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

 - (1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - 7 検定申請書の受付期間

平成22年7月12日（月）から同月16日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
 - 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
 - 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
 - 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
 - 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。
-

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成22年9月17日（金）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成22年10月30日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成22年8月9日（月）から同月13日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。